

見附市告示第62号

見附市介護保険法施行細則の一部を改正する細則を次のように定める。

令和8年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市介護保険法施行細則の一部を改正する細則

見附市介護保険法施行細則（平成20年見附市告示第55号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「介護サービス計画又は介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメントを作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。」を「介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、見附市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、見附市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この細則の施行の際、現に使用されている改正前の細則に定める様式については、当分の間、使用することができる。